検査業者の労働局への申請･報告について

神奈川労働局労働基準部安全課　☎ 045－211－7352

現在検査業者として登録していない法人又は個人であって･･･

このような場合には	このような申請･報告が必要です	説明
新しく検査業者になりたい	検査業者登録申請書(様式第7号の2)	① 登録条件に合致することの証明書類を添付 代表者が欠格事項に該当しないこと、専属の検査資格者が機械の種類ごとに2名以上いること、検査事務所を有していること、所定の検査機器があること･･･等を証する書面 ② 登録免許税　90,000円 ③ ①以外にも、登記簿謄本、業務規程、事業活動の証明等の書類が必要。詳細は個別に説明、ご相談ください。

現在検査業者として登録している法人又は個人であって･･･

	このような場合には	このような申請･報告が必要です	説明
1	料金を値下げ(値上げ)した 料金表の区分を変更した	業務規程変更報告書	① 料金をいくらにするかは原則自由ですが… 規定どおりに徴収すること 不公平なものは不可 割引規定も可だが、社会的常識に照らして公正かつ適当なものであることが必要 ② 料金規定の適否について改善をお願いする場合があります ＊ 業務規程どおりの運営ができないのであれば、料金表を変更して変更報告書を提出してください
2	検査対象機械を増やしたい(例:フォークリフトだけ→高所作業車を加える) 検査対象機械を減らしたい(減らす場合は番号14も参照)	検査業者登録事項変更等申請書(第7号の4) 業務規程変更報告書 業務の休止･一部廃止報告書(対象機械を減らす場合)	① 新しく対象とした機械の検査資格者が2名以上必要資格確認をします ② 登録証を添付･･･新しい登録証を交付します ③ 業務規程のうち、検査対象機械の条項、料金表、証明書様式等の変更が必要(番号1も参照) ＊ 法改正により新たに特自検の対象となった鉄骨切断機等を取り扱う場合は、番号3を参照
3	平成25年7月から新たに特自検の対象となった「鉄骨切断機等」を取り扱いたい	検査業者登録事項変更等申請書(第7号の4) 業務規程変更報告書	① 新たに「車両系建設機械(整地･運搬･積込み用、掘削用及び解体用)」の登録をする場合は番号2を参照 ② 業務規程のうち、検査対象機械の条項、料金表、証明書様式等の変更が必要 ③ 既に「車両系建設機械(整地･運搬･積込み用、掘削用及び解体用)」の登録がある場合は不要
4	代表者(社長)が替わった	検査業者登録事項変更等申請書(第7号の4)	① 欠格事項非該当の申告書、及び、登記簿謄本を添付 ② 代表者名の入った登録証(旧様式)の場合は、その登録証を添付…新様式登録証を交付します(切替を希望する場合のみ)
5	本社を移転した(登録証に記載されている住所の移転) ＊本社＝検査事務所の場合は番号6も参照	検査業者登録事項変更等申請書(第7号の4)	① 登記簿謄本、登録証を添付 ② 新しい登録証を交付します ③ 土地建物の賃貸契約書(写)、登記簿謄本が必要になる場合もあります ＊ 大臣登録で、本社を神奈川県外に移転した場合は移転先の都道府県労働局経由で提出
6	検査事務所を移転した(県内) 検査事務所を増やした(県内)、減らした(県内)	業務規程変更報告書	① 業務規程の中で、検査事務所の所在地等を記載した部分の変更が必要 ② 土地建物の賃貸契約書(写)、登記簿謄本が必要になる場合もある ③ 各検査事務所ごと、各機械ごとに2名以上の検査員有資格者が必要

現在検査業者として登録している法人又は個人であって・・・

	このような場合には	このような申請・報告が必要です	説明
7	検査事務所を移転した（県外） 検査事務所を増やした（県外）	登録証返納届（神奈川労働局あて）任意様式 検査業者登録申請書（本社所在地の労働局あて）	① 検査事務所が複数の都道府県にある場合は、大臣登録となる ② 神奈川県内に検査事務所が無くなり、神奈川県以外の一つの都道府県にだけ検査事務所がある場合は、その都道府県労働局の新たな登録となる ③ どちらの場合でも、神奈川局の登録は抹消 ④ 各検査事務所ごと、各機械ごとに2名以上の検査員有資格者が必要なのは番号6と同様 ＊　これは局長登録の検査業者についての説明です。大臣登録の検査業者は県外の増減も番号6参照
8	合併（譲渡、相続）により法人等が変わった	検査業者承継届出及び登録事項変更等申請(様式第7号の7)	① 新たな登録申請と同様な書類が必要 「新しく検査業者になりたい」の項目参照 ② 登録免許税は不要 ＊ 詳細は個別に説明。ご相談ください
9	法人の名称が変わった（番号7と異なり、単なる名称変更の場合）	検査業者登録事項変更等申請書（様式第7号の4）	① 履歴事項全部証明書と登録証を添付 ② 新しい登録証を交付します
10	登録証を紛失した 登録証を損傷した	登録証再交付申請書（様式第7号の5）	① 紛失の場合は、その顛末書を添付 ② 損傷の場合はその登録証を添付
11	検査の有資格者の増員、減員（番号12を参照）	業務規程変更報告書（不要の場合もあります）	① 業務規程に検査者名簿がある場合はその変更が必要 ② 業務規程に名簿がない場合は変更報告不要
12	検査の有資格者が減員により、1名以下となった（登録条件を満たさなくなった）	業務の休止・一部廃止報告書(任意様式)	① 将来増員して業務を行う予定ならば休止報告 ② 今後も増員せず、業務を行わないならば廃止報告 ③ 全部廃止の場合は登録証を返納（番号13参照） ④ 一部廃止の場合は登録事項変更申請が必要（番号14参照）
13	検査業務を全て廃止する	登録証返納届(建荷協HP)	① 登録証を添付（返納）…登録抹消します
14	検査業務を一部廃止する	検査業者登録事項変更等申請書(7号の4) 業務の休止・一部廃止報告書(任意様式) 業務規程変更報告書	① 登録証を添付…新しい登録証を交付します ② 番号2と同様
15	休止していた業務を再開したい	業務の再開報告書（任意様式）	① 検査者の資格、人数等が基準を満たしていることを証する書面を添付
16	**毎年4月** **(4月30日必着)**	**特定自主検査実施状況報告（様式第7号の6）**	**①前年度（4月から翌年3月まで）の検査実績の報告** **＊「用紙を送って来なかったので出さなかった…」は×　→提出義務があります**

注1：　各申請書等は、局長登録は2部、大臣登録は3部提出してください。（大臣登録は本社所在地を管轄する労働局経由）
注2：　各申請、報告により、当局のシステム登録事項を修正・変更いたします。
注3：　各申請、報告が遅れた場合等はご相談ください

建荷協HP（様式集）→

検査業者の皆様へ…検査者資格を有する者以外の者によって検査を実施した場合、検査を実施せずに検査の結果について証明書を発行した場合、行政指導に対する是正が行われない場合は、登録の取消し、業務停止の処分を行う場合があります。くれぐれもそのようなことのないようにお願いします。